

春日井市介護サービス事業者会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス事業者の資質の向上を図り、質の高い介護サービスの適正かつ適切な提供を確保するために開催する介護サービス事業者会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。

(委託)

第3条 市長は、会議の開催について、その運営を適切に行うことができるものと認める団体に委託することがある。

(会議)

第4条 会議の出席者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に所在地を有する介護サービス事業者又はその従業者
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、次の事項について会議を開催するものとする。

- (1) 介護保険に関する高度な専門知識を習得するための講習に関すること。
- (2) 介護保険等の情報の提供に関すること。
- (3) 指導及び助言に関すること。
- (4) その他介護サービス事業者の資質の向上に資すること。

3 市長は、1年度に3回以上の会議を開催することとする。

(実費徴収)

第5条 市長は、会議の開催において、特別の費用を要したときは、その実費の範囲内で費用を徴収することができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 項の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。